



# 空き家への補助制度について

☎ 都市住宅課都市計画係（市役所 3階 ☎82-3294）

この制度は、市内の空き家の有効活用や解体を促進し、豊かな住環境の整備を進めるとともに移住・定住に必要な費用の一部を補助する制度です。

それぞれの補助金には、「基本額」と、要件にあてはまる方に加算される「加算額」があります。補助金額や対象の要件、手続き方法などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



## 空き家取得費等補助制度

### 対象になる主な要件

- 市内の市街化区域か指定区域に所在している適法に建てられた空き家であること  
※指定区域とは、市街化調整区域のうち、おおむね50戸以上の住宅により住宅地を形成している区域のうち、北海道が定めた都市計画法施行条例に基づく指定区域のことをいいます
- おおむね1年以上空き家になっている築10年以上の建物とその敷地を有償で取得すること
- 市内に居住用の住宅を所有していないこと
- 空き家の機能や性能を向上させる300万円以上の改修か建て替えを、市内に本店か支店のある事業者が行うこと
- 工事後に自己の居住用として使用するものであること
- 転居後、自治会に加入すること

基本額	加算額	合計
50万円	最大50万円	最大100万円

## 空き家除却費補助制度

### 対象になる主な要件

- 市内に所在し、おおむね1年以上使用されていない建物と、一体利用している建物・工作物もあわせて解体・処分する工事であること
- 個人か不動産賃貸業を行っていない法人が所有者であること
- 居住用の建物か併用住宅（個人所有の場合は、店舗か事務所を含む）、RC造等の建物であること
- 50万円以上（RC造等の場合は100万円以上）の解体工事であること  
※RC造等とは、主たる構造が鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の建物か、これらの構造の併用による建物のことをいいます

	基本額	加算額	合計
一般空き家を解体する場合	最大30万円	最大10万円	最大40万円
（うち、RC造等の場合）	（最大60万円）	（最大10万円）	（最大70万円）
不良空き家を解体する場合	最大70万円	—	最大70万円

※一般空き家と不良空き家のどちらに該当するかは、市が現地を確認し不良度の採点を行う必要があるため、解体前に申請するか、事前にご相談ください

## 申込時に必要な主な書類

- 位置図
  - 経費の内訳が分かる書類と見積書か契約書の写し
  - 現況写真
  - 市町村税の滞納がないことを確認できる書類（伊達市外にお住まいの方のみ）
- ※所定の様式は、担当窓口に着用しているほか、市ホームページからもダウンロードできます

## 住宅金融支援機構との連携

空き家取得費等補助制度を利用の方が住宅金融支援機構の「フラット35」を利用する場合は、金利優遇が受けられます。

## 注意事項

- 今年4月1日以降の契約が対象です。  
（空き家取得費等補助制度では、昨年10月以降に空き家を取得し、今年2月末までに改修などが完了していないものも対象になります）
- 申込多数時は、空き家の不良度を確認し、市が補助決定の選考を行う場合があります。
- 各種補助制度は併用できません。
- 空き家除却費補助制度は、過去に同じ補助金を受けていても申し込みできます。



# 地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金

伊達商工会議所 (☎23-2222)

地域活性化に貢献する事業者を対象に、対象区域で新たに開業などを行う場合は、出店にかかる費用の一部を助成しています。開業を検討している方は活用してみませんか。

※事業着手前に必ずご相談ください

募集期間  
5月9日(月)～来年2月28日(火)

※予算額に達した時点で終了します

## 補助対象者の要件

- 新規開業などを予定している個人が中小企業者(個人の場合は出店時に市内に住所があること)
- 市町村税などを滞納していない。
- 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第2号)第2条から第4条に掲げる者に該当しない。
- 出店後に伊達商工会議所の会員になること
- 出店地域の商店街振興組合・自治会などに加入すること
- 出店後に地域貢献活動を行うこと
- 過去に本補助金やチャレンジショップ支援事業補助金、中心市街地チャレンジ補助金の交付を受けていない。

## 対象事業

- 次のどちらかの内容で出店する事業
- 出店エリア内で新たに開始する事業
  - 市外から出店エリア内に出店して営む事業

※業種や規模によって、出店エリア内でも出店可能な場所と不可能な場所があります

## 対象業種

商工業の業種の大半は対象になりますが、農林水産業などの業種は対象になりません。

また、許認可・届け出などが必要な事業を営んでいる(または営む)場合は、当該事業に関する許認可などを受けている(または受ける)ことが必要です。※令和4年度から対象業種の拡大を行いました。詳しくは担当にお問い合わせください

## 対象経費

- 店舗の改修費・改築費・新築費(市内業者に発注したものに限る)
- 店舗の賃借料(敷金・礼金・共益費を除く)
- 店舗の広告宣伝費

## 補助率

補助対象経費の2分の1以内(上限160万円)



# 浄化槽設置費補助金のお知らせ

環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎☎82-3245)

## 補助対象者

次のすべての要件を満たす方

- 専用住宅か店舗等併用住宅に浄化槽を設置する。

- 店舗等併用住宅で使用する場合は、店舗等部分にかかる人槽分は補助対象から除く
- 市税を滞納していない。
- 住宅などを借りている場合は、賃貸人の承諾を得ている。
- 令和5年3月15日までに設置工事や諸手続きを終えられる。

## 補助対象の浄化槽

- 処理対象人員が10人以下のもの
- 浄化槽の機能や保証登録状況などが一定の要件を満たすもの

## 補助金額

浄化槽の設置にかかる最小限度の費用(千円未満の端数金額は切り捨て)で、限度額は次のとおりです。

- 5人槽 64万6千円
- 6～7人槽 80万9千円
- 8～10人槽 108万6千円

※人槽は、住宅の延床面積などによって決まります。実際に住む方の人数ではありません

## 予約方法

先着順に受け付けますので、施工業者と相談し早めに担当にお申し込みください。申込用紙は担当窓口でお渡ししています。